

○ 招 集 告 示

吉川松伏消防組合告示第3号

平成28年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年3月18日

吉川松伏消防組合管理者 中 原 恵 人

記

- 1 期 日 平成28年3月29日（火）
- 2 場 所 吉川松伏消防組合消防本部3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	高	橋	昭	男	議員	2番	小	野	潔	議員	
3番	稻	葉	剛	治	議員	4番	遠	藤	義	法	議員
5番	吉	川	敏	幸	議員	6番	伊	藤	正	勝	議員
7番	鈴	木		勉	議員	8番	川	上		力	議員
9番	堀	越	利	雄	議員						

不応招議員（なし）

平成28年第1回（3月）吉川松伏消防組合議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年3月29日（火曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 指定第1号 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第1号 副議長の選挙
- 日程第 5 諸般の報告
- 日程第 6 行政報告
- 日程第 7 一般質問
- 日程第 8 報告第1号 専決処分事項の承認について
- 日程第 9 報告第2号 専決処分事項の承認について
- 日程第10 報告第3号 専決処分事項の承認について
- 日程第11 第 1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する
条例の一部を改正する条例
- 日程第12 第 2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第13 第 3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 第 4号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第 5号議案 財産の取得について
- 日程第16 第 6号議案 監査委員の選任について
- 日程第17 第 7号議案 公平委員会委員の選任について
- 日程第18 第 8号議案 公平委員会委員の選任について
- 日程第19 第 9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算

午前9時30分開会

出席議員（9名）

1番	高橋昭男	議員	2番	小野	潔	議員	
3番	稲葉剛治	議員	4番	遠藤義法	議員		
5番	吉川敏幸	議員	6番	伊藤正勝	議員		
7番	鈴木	勉	議員	8番	川上	力	議員
9番	堀越利雄	議員					

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	中原恵人
副管理者	会田重雄
消防長	酒井誠
次長兼総務課長	地引二郎
予防課長	戸井田勉
警防課長	黒田信浩
吉川消防署長	鈴木克巳
松伏消防署長	伊藤嘉則

本会議に出席した事務局職員

書記長	小池稔
書記次長	植竹敬一郎
書記	麻生悠樹

○堀越利雄議長 皆様、おはようございます。消防組合議長の職を務めさせていただいております堀越利雄でございます。議員の皆様方には大変お忙しい中、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。



◎議員の紹介

○堀越利雄議長 本議会前に、吉川市選出議員の任期満了に伴う改選によりまして、新たに当選人がいましたので、ご報告を申し上げます。

平成28年2月5日に行われました吉川市議会臨時会におきまして、当消防組合議会議員にご当選になりました議員を紹介申し上げます。小野潔議員、稲葉剛治議員、遠藤義法議員、吉川敏幸議員、伊藤正勝議員。

それでは、選出されました議員の皆様より自席にてご挨拶を賜りたいと存じます。

最初に、小野潔議員。

○小野 潔議員 おはようございます。選出されました小野潔でございます。何とぞどうかよろしくお願いたします。

○堀越利雄議長 続きまして、稲葉剛治議員。

○稲葉剛治議員 おはようございます。今回消防組合議員として選出されました。尽力してまいりますので、よろしくお願いたします。

○堀越利雄議長 続きまして、遠藤義法議員。

○遠藤義法議員 おはようございます。遠藤義法です。また頑張っていきますので、よろしくお願いたします。

○堀越利雄議長 続きまして、吉川敏幸議員。

○吉川敏幸議員 おはようございます。いろいろと勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○堀越利雄議長 続きまして、伊藤正勝議員。

○伊藤正勝議員 伊藤です。よろしくお願いたします。継続しての消防議会議員としての職務でございます。少し深く、この際、消防議会のために尽力をしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○堀越利雄議長 ありがとうございます。



◎開会の宣告

(午前 9時33分)

○堀越利雄議長 それでは、ただいまの出席議員は全員であります。これより平成28年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を開会いたします。

_____ ◇ _____

◎開議の宣告

○堀越利雄議長 これより直ちに本日の会議を開きます。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○堀越利雄議長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

_____ ◇ _____

◎議席の指定

○堀越利雄議長 日程第1、指定第1号 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第3条の規定によりまして、議長が定めることになっておりますので、議席を指定いたします。

新議員の議席番号と氏名を事務局に朗読いたさせます。

○小池 稔書記長 議長の命により朗読いたします。

2番、小野潔議員、3番、稲葉剛治議員、4番、遠藤義法議員、5番、吉川敏幸議員、6番、伊藤正勝議員。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○堀越利雄議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、

4番 遠藤義法議員

5番 吉川敏幸議員

以上の2名を今会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎会期の決定

○堀越利雄議長 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◇

◎副議長の選挙

○堀越利雄議長 日程第4、選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選、投票、いずれかの方法にいたします。お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 指名推選という声がありました。

そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしということです。それでは選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

指名いたします。

副議長に、伊藤正勝議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました伊藤議員を副議長当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 異議なしと認めます。

よって、会議規則第31条第2項の規定により、伊藤正勝議員が吉川松伏消防組合議会副議長に当選されましたことを告知いたします。

それでは、副議長に就任されました伊藤正勝副議長より自席にてご挨拶を賜りたいと思います。お願いします。

○6番 伊藤正勝議員 伊藤でございます。ただいまご推挙によりまして副議長の大役を務めさせていただくことになりました。公平、透明、正々堂々たる消防議会であるように力を尽くしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

◇

◎諸般の報告

○堀越利雄議長 日程第5、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より平成27年度定例監査及び平成27年8月から平成27年11月までの出納検査の結果について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今期定例会に管理者より提出された議案の件名につきましては、お手元に議案目録の写しを配付してありますので、朗読を省略いたします。

次に、今期定例会に出席の説明員の氏名につきましては、お手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第180条第1項の規定により、管理者から専決処分書の提出がありました。その報告書の写しをお手元に配付させていただきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◇

◎行政報告

○堀越利雄議長 日程第6、行政報告を行います。

中原恵人管理者。

○中原恵人管理者 皆様、おはようございます。議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、平成28年第1回吉川松伏消防組合議会定例会に際しましてご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、2点の行政報告をさせていただきます。

初めに、平成28年3月1日から運用を開始いたしました新たな高機能消防指令システムについて申し上げます。本システムの特徴といたしましては、GPSを活用した出動車両動態監視装置等に加え、各署所の情報共有をスムーズにし、迅速な災害対応を図るための「次世代広域イーサネット」の導入や、災害時の要援護者対策として、聴覚・言語障害者を対象としたスマートフォン等のメール機能を活用して通報できる「Net119」の導入、また各署の屋上には360度見渡せ、大規模災害が発生した際に同時多発する災害状況等を確認することができる高所監視カメラを設置いたしました。このような新たなシステムを整備することは、より多くの災害支援情報を活動隊に知らせ、迅速で効果的な災害対応を図れ、また聴覚・言語障害者の利便性の向上につながるものと考えております。

なお、経緯を示しました資料とパンフレットをお手元に配付させていただいております。議会終了後、ご都合がよろしければ指令室の見学をしていただければと存じます。

2点目、平成27年中の火災、救急等の出動状況でございます。事前に資料を配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと存じます。まず初めに、火災出動件数につきましては40件で、平成26年中と比べますと8件増加となっており、火災による死者が2名発生しております。火災種別ごとに平成26年中と比べますと、建物火災は15件で3件増加、車両火災が6件で2件増加、建物及び車両以外の火災が19件で3件増加しております。

出火件数40件を出火原因別に見ると、「放火」が9件で全体の22.5%、「放火の疑い」が4件で全体の10.0%、「たばこ」並びに「コンロ」がそれぞれ3件で全体の7.5%の順となっております。「放火」と「放火の疑い」を合わせますと13件で全体の32.5%となり、平成26年中と比較すると減少しているものの、出火原因の上位となっております。

次に、救急件数につきましては3,848件で、平成26年中と比べ117件減少しております。件数を種別ごとに平成26年中と比べますと、急病が2,451件で51件の減、一般負傷が543件で39件の減、交通事故が362件で20件の減と全体的に減少しております。なお、出動状況の詳細につきましては、お手元の資料をごらんいただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。



◎一般質問

○堀越利雄議長 日程第7、一般質問を行います。

通告に従いまして、3番、稲葉剛治議員の質問を許可します。

3番、稲葉剛治議員。

○3番 稲葉剛治議員 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

今回取り上げさせていただくのは、大きく3点です。まず、1点目に関してですが、2月に発生した救急車破損に関しての対応についてということで、救急活動中に救急車前方が蹴られ、破損されるということがあったと聞いています。その際の対応、経過、隊員の安全確保についてお伺いします。

次に、2点目、水防団の指揮系統に関してということを議題とさせていただきます。現在消防団と水防団の構成は変わらないが、指揮系統が別になっているということで3点お伺いします。

1点目、団員構成が変わらない中、指揮系統が別ということで活動に支障はないのか。

2点目、去年の集中豪雨を踏まえた指揮系統について、検討された内容、変更点などがあればお伺いします。

3点目、水防活動を行う際の安全確保についての対応をお伺いします。

最後に、大きな3点目として、吉川松伏消防組合の活動の広報活動充実、市、町との連携についてということで、消防活動、救急活動、日ごろの活動や様子を広報活動を通じて理解していただくことで、吉川松伏消防組合の充実した活動につながると考えます。現在行っている広報活動の内容と目的、また市や町の広報へ活動情報の掲載等、連携を図ったらと考えるが、ご見解をお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○堀越利雄議長 ただいまの稲葉剛治議員の一般質問に対しまして答弁を求めます。

黒田信浩警防課長。

○黒田信浩警防課長 警防課長の黒田でございます。よろしくお願いいたします。稲葉議員の質問に順次お答えいたします。

初めに、質問事項1点目の2月に発生した救急車破損に関しての対応についてお答えいたします。

1番目の平成28年2月4日に救急活動中に救急車前方から蹴られ、破損されるということがあったと聞いているが、その際の対応、経過、隊員の安全確保についてでございますが、初めに、その対応、経過につきましては、松伏町内におきまして、19時36分に路線バスに乗っていた50代の女性から、「動悸がして苦しい」と本人からの119番通報がありまして、救急車が出動したものでございます。現場に救急隊が到着しましたところ、通報した女性の知人と思われる男性1名が興奮状態で救急車に近づいてきまして、救急車を降りて隊員が落ちつかせようとしたところ、にらみつけてきたため、身の危険を感じた隊員が救急車内に戻り、直ちにヘルメットと防刃チョッキを着装するとと

もに、警察への通報と指令室への連絡を行ったものでございます。男性は、暴言を吐きながら救急車前方のバンパーを蹴り、続けて運転席、助手席の窓ガラスをたたき、立ち去ったものでございます。

警察官の到着後に救急要請した女性に接触し、観察を行ったところ、症状が改善されておりました。本人も病院搬送を拒否している状況でございました。救急隊の観察からも緊急性はないものとなり、不搬送となっております。なお、女性からの聴取から、この男性とは夫婦であるということが判明いたしました。救急車の状況を確認しましたところ、前方のバンパーに損傷が見られたため、警察官立ち会いのもと、現場検証を行ったものでございます。

翌日の2月5日、朝8時30分に管理者へ報告、9時に副管理者へ報告を行いまして、9時45分に管理者へ器物損壊による告訴する旨を確認しまして、吉川警察署へ報告いたしました。また、同日、14時30分に吉川警察署へ被害届を提出いたしまして、2月10日に管理者名による告訴状の提出を行ったものでございます。なお、消防長名により、2月8日に臨時の所属長会議を開催しまして、各所属長に概要を説明し、所属長から各職員に報告をいたしました。また、2月26日に検察庁から送られた処分通知書によりますと、逮捕された男性は起訴されたとなっております。

次に、隊員の安全確保につきまして、主な装備品といたしましてヘルメット、防刃チョッキがございます。早期の安全管理を図るため、迅速な警察への連絡、指令室への連絡、必要があれば応援隊の要請などの対応を行うことを各救急隊が再度、平成27年4月に改正いたしました救急業務に関する規定などを確認いたしまして、今後の円滑な救急活動に努めてまいりたいと思います。

続きまして、質問事項2点目の水防団の指揮系統に関してお答えいたします。1番目の団員構成が変わらない中、指揮系統が別ということで活動に支障はないのかにつきましては、消防団と水防団とでは根拠法が異なりまして、消防団については消防法及び消防組織法であり、水防団については水防法となっております。消防組織法において、消防団は消防長または消防署長の管轄のもとに行動すると規定されており、消防団は消防組合が所管するものとなっております。

一方、水防法では、水防管理者の所管のもとに行動すると規定されており、水防団は吉川市、松伏町及び水防事務組合が所管するものとなっております。消防団と水防団とでは指揮系統が異なるものでございます。

消防団に関する事務は、消防組合で行っておりますことから、平常時からの連絡調整につきましても消防組合が行っており、災害発生時についても同様に消防組合が連絡調整を行っております。火災などの災害発生時には、消防組合から消防団に対して任務内容の指示などを行っており、水害の発生的には、吉川市及び松伏町の災害対策本部からの指示事項を消防組合より消防団に対して伝達するとともに、適時状況報告を行っております。既に消防組合において消防団の幹部の方たちと顔の見える関係が構築されておりますので、指揮系統の違いによって活動上の支障は生じていないものであると認識いたしております。

次に、2番目の昨年の集中豪雨時のことを踏まえ、指揮系統について検討された内容、変更点などにつきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、指揮系統の違いによって活動上の支障は生じてはおりません。

しかしながら、昨年度の集中豪雨の際におきまして、構成市町と消防組合との間における情報連絡手段におきまして検討を行ったところ、初期の段階での情報連絡に不備が見られましたので、構成市町と連絡ツールの再確認や連絡者の明示を行ったところでございます。吉川市につきましては、対策本部との早期のホットライン設置を確認したところでございます。

次に、3番目の水防活動を行う際の安全確保についての対応につきまして、水防活動の目的は、洪水、雨水出水、津波または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することとされております。吉川市松伏町の水防団は、主に河川の巡視や水防工法を最前線で危険を伴いながら行うことから、出動要請団体において安全管理の再徹底を促し、活動に当たるよう周知しております。安全確保のため資機材につきましても、消防組合からヘルメットやヘッドライト、救助用ロープ、耐切創製手袋などを支給しております。また、江戸川水防事務組合からライフジャケットなどが配付されており、毎年度におきまして水防活動資機材の配備が行われていることも伺っておりますので、安全確保は図られているものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、稲葉議員のご質問にお答えをいたします。

3点目の吉川松伏消防組合の活動の広報活動の充実、市、町との連携についてでございますが、現在行っている広報活動の内容と目的につきましては、当消防組合は、市町民の意思を的確に捉え、施策に反映させるとともに、消防の実態を正しく伝え、理解と協力を得ることを目的とした消防広報規程にのっとり、広報及び広聴業務を実施しております。当消防組合といたしましては、各種消防情報の掲載や発信など重要なものと認識しているところではございますが、まずは当消防組合を初め消防行政そのものに関心を持っていただくことが肝要なものと捉えております。毎年開催されております吉川市民まつり、まつぶし町民まつりに消防組合としての出展、救急の日におきます管内商業施設での心肺蘇生法体験などの普及啓発活動、また火災予防運動期間中、木造住宅密集地区などの住宅を訪問し、住宅火災警報器の設置状況の調査等を行う防火意識啓発などを行い、積極的に消防あるいは消防職員として市町民の触れ合いやコミュニケーションを通じて、消防行政に対する理解や関心を寄せていただく機会を捉えております。今後におきましても、市町民の意思、要望を的確に捉え、実施する内容に反映させ、ご関心を寄せていただく契機を積極的に増やしていきたいと考えております。

なお、具体的な広報内容及び手段といたしましては、当消防組合のホームページを情報発信の手段とし、有効活用しているものでございまして、毎年職員の中から広報担当者を募り、当該担当者

会議を通じてホームページの構成内容等を確認し、消防行政、消防活動情報など、より充実化を図っているものとございます。

また、市や町の広報への活動情報の掲載などの連携についてでございますが、現在におきましても救命講習会開催など、より多くの市町民に対し周知する必要があるものにつきましては、当消防組合のホームページを掲載するだけでなく、構成市町のホームページ及び広報紙への掲載を依頼するなど連携を図っているものとございます。今後におきましても、構成市町広報担当者などとのさらなる連携に努めるなど、消防広報活動の積極的かつ充実化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対して再質問はありませんか。

3番、稲葉剛治議員。

○3番 稲葉剛治議員 それぞれに答弁いただきまして、ありがとうございます。

まず、水防団の指揮系統、広報活動については、要望と意見を述べさせていただきます。

初めに、水防団の指揮系統に関してですけれども、消防団と水防団では、根拠法が異なるということで答弁があったと思います。そういった中、こういった経緯から指揮系統が異なるということを理解させていただきました。

そして、この指揮系統の違いによって、活動上の支障は生じていないということでしたが、災害が起きたときというのは、実際に動くのは一般の方々です。その現場の方々にとって本当に生きているのかどうなのかということについては、常に検討していただきまして、現場に即したよりベストな対応がとれるような形を築いていただければというふうに考えますので、法律は法律としてある上ですが、検討を重ねていただければというふうに思います。

また、安全確保に関してですけれども、活動するのが夜の時間帯であったりだとか、浸水が広がれば、ふだん見なれた場所が危険な箇所になることもあります。柵のない水路であったりだとか、柵があっても柵が隠れるような状態になれば、気づかずに足を踏み入れることも考えられます。現在はそういったことに対応されているということもお伺いしているのですけれども、ふだんの生活の中では危険だと認識していない箇所が災害時には危険箇所になるということもあるかと思えます。私からは言うまでもないかと思いますが、そういった面からの対策にも目を配っていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

次に、広報活動について、市民まつり、町民まつりへの出展、心肺蘇生法体験等の普及啓発、防火意識啓発などを通じて市町民とのコミュニケーションを図っているとのことでした。ぜひ今後も力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

また、救命講習会の開催など、市町のホームページ、広報紙へ掲載するなどの連携を図り、今後も積極的に充実を図りたいということでしたので、こちらもぜひともよろしく願いいたします。

この広報活動の部分に関してなのですけれども、私としては救命講習の開催の案内も必要なこと

だと認識はしているのですけれども、ほかにも職員の方の仕事内容ですとか、訓練、その風景がわかる、伝わるようなことがあってもいいなというふうに思っています。ほかにも救急搬送システムの中でICTを活用して、より搬送時間を短くする取り組みであったりとか、そういう先進的な取り組みを早いうちから取り入れているということを他自治体の職員ですとか議員からお伺いすることがあります。そういったこともぜひ周知を行っていただいで、市町民の生命を守るために動いていることがより伝わることで安心につながると思っていますので、こちらもぜひ力を入れていただきたいと思ひます。今回でいうと、その新たなシステムも、先ほどの説明報告の中でありましたが、そういうところもホームページで掲載されているのは拝見しているのですけれども、広い形で周知ができることがより安心につながるといふふうに思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、出初め式と訓練の様子、見させていただいておまして、それと先日救命講習を私自身説明のほうを受けさせていただいた際に、現場に関してのお話であったりとか、仕事に取り組む姿勢のお話をお伺いしたときに、本当にすごいなというふうに、そして格好いいなと素直に思ひました。こういったことが広く市民や町民の方に伝わることで、子供たちにとって憧れの存在にもなりますし、多くの方に知ってもらふことで、先ほどもお伝えしたように安心感にもつながり、職員の方に対して感謝が自然と出てくるのかなというふうに思ひます。もちろん感謝してもらふために働いているわけではないかと思ひますので、こういったことが働く方にとって力になるということもあると思ひますので、ぜひ出初め式、ぜひ周知も広げていただいで、より多くの方に見ていただくような機会をとっていただくこと、そして広報紙に載せる情報というのもの、講習等の案内以外にも考えていただければというふうに思ひしております。

以上が要望と意見としてお伝えをさせていただきました。

最後に、再質問といふか確認をさせていただきたいと思ひます。救急車破損に関してですけれども、27年の3月、7月、12月議会を通じて、管理者から職員が職務を全うできるような環境をつくるのが大事だとして規程改正を行っております。今回の件でそういったことがしっかりと反映した対応ができたといふことで理解をしてよろしいのかどうか、この確認の意味で再度答弁をいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対しまして答弁を求めます。

黒田警防課長。

○黒田信浩警防課長 ただいまの一般質問再質問に対してお答えいたします。

救急規程に関しまして改正を行いましたといふところですが、昨年の4月に改正を行ひまして、これに基づきまして対応を、迅速に行つたといふこともございます。それに伴ひまして、実際に再確認も、救急隊のほうも行つていきますので、今後とも安全確保に向けて取り組んでまいりたいと思ひます。

○堀越利雄議長 再質問ありませんか。

稲葉議員。

○3番 稲葉剛治議員 ありがとうございます。命をかけて市町民を守るために事件、事故に立ち向かっている職員の方の安全、そして安心を確保しながら職務を全うできるように引き続きよろしくをお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○堀越利雄議長 次に、6番、伊藤正勝議員の質問を許可します。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

東日本の大震災から早くも5年が経過をいたしました。地震、津波に加えまして、福島では原子力発電所の事故もありました。三重苦の中で今も17万人を超える人々が避難生活を余儀なくされている状態であります。5年の節目の3月11日、安倍総理大臣が大災害での教訓をかみしめて、復興に全力を尽くしますと改めて災害対策、減災対策への備えに万全を尽くす決意を明らかにしたところでもございます。

この間、災害対策基本法の見直しを初め、国、県も、そして吉川市も松伏町もハード面、ソフト面でのさまざまな対策を打ち出し、改正、変更もしております。今回の消防議会では、それでは私たちの吉川松伏消防組合としては、そしてこの吉川、松伏の住民にとっては、どんなふう to 安全、安心の体制が整えられてきたのか、変わってきたのか。どこが強化をされたのか、この5年間の取り組みを総括的に伺っておきたいということでございます。

まず、何が教訓だったのか。吉川、松伏にとっての教訓、そしてそれをどう受けとめて、どんな改善を図ったということでございますが、具体的にはこの5年間、ハード面、ソフト面、それぞれあるだろうと思います。ハード面では庁舎の、あるいは通信施設、車両の整備、備蓄食料、水、ガソリン、いろんな備蓄も活用をされてきたのかと思います。迅速な消防、救急業務、広域の緊急出動体制などの備えも変わってきたのかと思いますが、関係機関との連携、協力、関連も進んでいると思います。ハード面、ソフト面での変化と改善も、本部、各消防署、消防団、そして吉川市、松伏町との連携に関連してもご説明をお願いしたいということでもあります。

第2の質問は、5年間の総括を踏まえて、今後の整備方針と心構えについて、制度変更を含めて、あるいは広域の取り組みに関連しても伺っておきたいということでもあります。

また、士気の高揚や組織の円滑な運用ということに関連した人事や、あるいは採用ということが大変大事だと思います。その基本的な考えと取り組み、とりわけリーダーシップのありようと心構え、組織運営の要諦をどういうふう to 考えていらっしゃるか承っておきたいということでもあります。

東日本大災害から5年、ほぼ真ん中よりちょっと前のことになりましたが、災害からこの5年間に吉川では救急車で駆けつけた救急士がぶん殴られるという暴行事件がございました。これも大変衝撃的で大きな出来事でございます。この組織的隠蔽事件と私は申し上げてきましたけれども、

この事件について、1年を経てけじめはついたのか。教訓は何があったか、改めて確認をいたしたいと思います。

最後に、この大災害を受けて、消防本部、消防団という専門的な職務に当たる人だけではなく、地域の自主防や、あるいは地域の住民に何を期待し、呼びかけているのか。つまり災害は自助、共助、公助ということがともに必要だと言われております。相互の関係も大事だと思っております。阪神・淡路大震災では、救助された8割は近隣の人たち、つまり消防団や消防の救急隊ではなく、近隣の人々が救出をしたという事実が明らかになっています。自助、共助、公助という中で、プロフェッショナルの中核である消防本部としては、この協力の支えであります自主防災組織あるいは一般住民に対してどんな呼びかけや、心がけを期待をされているのか、このことを、まず、伺っておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○堀越利雄議長 ただいまの6番、伊藤正勝議員の一般質問に対して答弁を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1番目、何が教訓だったのか。どう備え、レベルアップを図っているのかについてでございますが、答弁をさせていただくに当たりまして、まず先日の国におきます東日本大震災5周年追悼式におきましても行われているところではございますが、当消防組合におきましても、職員一同黙祷をささげさせていただき、いま一度この震災により犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げたところでございます。

東日本大震災発生時、当消防組合管轄におきましては、家屋、塀等の一部破損があったものの、負傷による人的被害はなかったとのことでありましたが、管轄下におきます首都直下地震などの大規模災害を想定するとともに、被災地などにおきます多くの犠牲の上に得られた教訓、また震災後における当消防組合での教訓を十分に生かし、決して風化させることなく、常に危機管理意識を持ち、確実な備えに努めていく考えでございます。具体的な備え等につきましては、後ほど消防長より答弁をさせていただきます。

次に、3番目、人事や採用、組織管理、その基本的考えについてでございますが、人事や採用におきましては、震災発生翌年度の平成23年4月1日の職員数は142名であり、平成28年度は平成27年度末での退職者がなく、採用も行わなかったため、平成27年度人員体制を維持する150名体制とさせていただくものでございますが、段階的に人的消防力の強化を図っているところでございます。

また、組織管理におきましては、平成27年度に消防本部組織規則を改正し、警防課警防係を分割、新たに消防団係を設け、消防団及び地域防災に関する事務を所管させ、常備消防、非常備消防となる消防団、そして自主防災組織など市町民におきます地域防災の円滑かつ一体的な組織事務執行体制の取り組みなどに努めております。また、基本的な考えでございますが、東日本大震災級の大規模災害におきましては、当消防組合を含め、1つの消防本部の施設及び人員での対応には限界があ

るものでございます。全国の消防本部から成る緊急消防援助隊や埼玉県下消防相互応援協定による応援を受ける場合の受援計画は策定してあるところでございますが、応援要請から受援体制確立まで、現実的には時間を要するものであります。

このような点から、当消防組合としましては、まず発災直後において、既存の施設及び人員を余すことなく迅速に総動員させ、被害を最小限にとどめるための具体的な方策を高めることを基本的な考えとし、管内情勢も踏まえてのこととはなりますが、中長期的に職員定数に基づく人員の確保、消防施設の充実強化、さらなる消防団員の加入促進、自主防災組織を初め市町民の防災に関する指導、育成、また国における機関との連携や埼玉県防災部局との情報共有など総合的に取り組んでいるところでございます。

次に、4番目、救急車暴行事件、けじめはついたのか、教訓はないかについてでございますが、平成27年3月及び7月議会で答弁をさせていただいたとおり、各議員を初めとする皆様へのご説明により決着はなされているものと考えております。また、教訓といたしまして、同様となりますが、尽力している隊員のさらなる安全の確保と実働に専念できる環境の取り組みに努めるものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

管理者より答弁がございましたとおり、東日本大震災発生時、管内においては人的被害はなかったものの、震災後に各種消防車両を運用するための燃料調達難や、電力不足に対応するために実施された計画停電に伴う消防庁舎の機能維持を教訓に、災害時においても石油燃料の供給に関する協定を埼玉県石油業組合吉川支部様と締結するとともに、吉川消防署敷地内に危険物屋内貯蔵所を設置し、20リットルのガソリン携行缶を40缶、軽油携行缶を50缶備蓄し、各種消防車両など各消防庁舎の非常用発電機における燃料の安定的な確保に努め、運用面や機能維持に支障を来さぬよう備えを図っているところでございます。

また、被災地での教訓でもありましたが、災害対応の長期化に備え、消防職員の備蓄食料を継続的に確保するとともに、大規模災害時には物資の供給協力に関する協定を株式会社カンノ様と締結し、消防職員並びに消防団員の食料等の物資の供給協力体制を確保し、大規模災害発生初期時には継続した総動員体制を図れるよう備えているものでございます。消防職員、消防団員の総動員体制を図るほか、災害被害を軽減し、住民の安全を確保するため、退職した消防職団員の有する知識、技能及び経験を活用し、当消防組合が大規模災害の消防活動時に支援活動に従事する消防活動支援員を設けております。支援員は、資機材などの後方支援や情報収集に当たり、総動員体制の一翼を担うものであり、人的消防力を補完、補強しているものでございます。

また、消防車両などの施設及び資機材におきましても整備を進めており、常備消防につきまして

は、被災地においても有効活用されておりました災害支援車を新たに整備するとともに、当該車両にも積載可能で大規模災害時の指揮本部、救護所及び緊急避難所などにも活用するエアートント一式を国の無償貸与を活用し配備いたしました。また、平成28年度予算計上させていただいているものでございますが、非常災害時の炊き出し用資機材一式の整備を予定しているものでございます。

非常備消防につきましても、国の無償貸与を一部活用し、消防団車両の更新に合わせ、消火活動はもとより、地震、風水害などの大規模な災害において有効な資機材を積載する多機能型消防団車両を更新配備するとともに、災害時の機能性にすぐれる消防ポンプ付軽自動車車両を配備いたしました。

大規模災害発生時には、被害を最小限にとめるため、既存の施設及び人員を余すことなく迅速に総動員させ、災害対応に当たりたいと考えております。大規模災害発生時における具体的な方策や対応についてでございますが、対応については東日本大震災での被災消防本部の災害初動活動の検証や効果的な初動活動の報告書を十分に参照し、複合または同時多発的災害発生時の優先的出動の規定や活動方針の追加、消防団員の任務分掌及び非常招集区分の追加、有線通信途絶時の情報収集方法の追加などの内容を消防計画に取り組み改訂をしております。

また、非常災害時の組織となる警防本部及び指揮本部が複合または同時多発的災害時などの危険状況下において、より具体的に警防本部各班が有効かつ円滑な連携活動をするために必要となる初動マニュアルを策定し、設置訓練等の実施を踏まえ、発災直後における具体的な方策、対応を高めております。

また、消防組合職員は、組織系統に従い、携帯電話等の緊急連絡網と緊急連絡メールシステムを導入し、非常招集などに万全を期しており、緊急連絡訓練の実施や定期的にメール配信確認を実施するなど、職員の危機管理意識におきましても高揚に努めているところでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 黒田警防課長。

○黒田信浩警防課長 伊藤議員のご質問にお答えいたします。

消防団につきましては、消防団充実強化法が制定され、地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であり、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講じるものと規定されております。あわせて、消防団の装備の基準の改正によりまして、大規模災害に対応するため、救助活動資機材などの配備についても示されたところでございます。

ハード面につきましては、チェーンソーなどの資機材の配備を進めるとともに、消防団車両の更新において、エンジンカッター、油圧救助器具、コンクリート破壊器具などの救助活動用資機材を搭載した多機能型消防団車両の更新整備を実施しているところでございます。

ソフト面につきましては、救出救護訓練や応急手当訓練を実施し、大規模災害にも対応できる訓練を実施しているところでございます。

今後につきましても、装備の充実を図るとともに、消防団員の技能の向上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○堀越利雄議長 鈴木克巳吉川署長。

○鈴木克巳吉川消防署長 吉川消防署長の鈴木克巳でございます。どうぞよろしく申し上げます。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

ハード面につきましては、先ほど消防長から申し上げましたとおり、消防車両及び消防資機材の増強が図られました。

ソフト面の取り組みといたしましては、大地震直後に同時多発的に火災が発生した際に、強風が重なりますと、木造密集地を中心に大規模な市街地火災に発展する可能性がございます。このことから吉川消防署では、火災防御困難地域への対策として周辺道路が狭隘で木造建物が密集している地域を住宅防火モデル地区として指定を行い、自助として消防職員、消防団員による住宅防火訪問などにおいて防火意識の高揚を図り、共助として地域連携と相互扶助による被害軽減を目的に、防災イベントや初期消火訓練の実施に取り組んでまいりました。

震災時の職員のレベルアップといたしましては、これまでの特殊な消防対象物の警防活動等について定める警防計画以外に、新たに建物密集区域の警防計画を策定し、策定した計画に基づき、実際の街区において地域住民及び消防団と連携した街区火災対応訓練の実施や南分署敷地内に倒壊建物を想定して配置をしました瓦れきからの人命救助訓練を実施してまいりました。また、来年度当初には、解体予定であります給食センターで震災や火災を想定した破壊活動や人命救出などの実践的な訓練を計画しているところでございまして、今後もより実効性のある訓練となるよう創意工夫を重ねてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○堀越利雄議長 伊藤嘉則松伏署長。

○伊藤嘉則松伏消防署長 松伏署長の伊藤嘉則でございます。どうぞよろしく申し上げます。伊藤議員のご質問にお答えいたします。

当消防署管轄内で東日本大震災のような大地震が起こると、建物の倒壊、倒壊家屋内に逃げおくれた多数傷病者の発生、液状化による道路寸断、同時多発火災などが発生し、現有消防力だけでは災害対応に限界があります。このことから、東日本大震災を教訓とし、平成24年度から平成25年度にかけて、松伏消防署管内で地震発生した場合、消防活動に困難を来す防御困難地域として、町内の地区を限定して建物密集区域における地域を定めました。

この防御困難地域の自治会及び地域自主防災組織に対し、消火訓練や応急手当訓練等を行い、地域住民による災害時の避難行動と人命救助がとれるよう訓練を通じて取り組んでまいりました。今後も継続していき、防災意識の高揚と災害対応力の向上に努める次第でございます。

次に、どう備え、レベルアップしていくかでございますが、松伏町の地震洪水ハザードマップをもとに、建物倒壊危険度及び液状化危険度がともに高い地域から、2地区を重点に地震重要防御地域として、地水利状況、防火対象物状況、防災倉庫等の状況を調査し、情報を集約した資料を作成いたしました。これを用いた図上訓練を行うとともに、災害現場を消防隊1隊で活動する想定で消火・救助訓練を行い、署員の災害対応力の向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 黒田警防課長。

○黒田信浩警防課長 吉川市、松伏町との連携につきましてご説明させていただきます。

ハード面につきましては、吉川市役所の庁舎被災時において、庁舎内での災害対策本部の設置が不可能な場合には、吉川松伏消防組合消防本部にその機能を設けることとなっております。災害発生時に備え、緊密な連絡体制、情報の共有化を図り、速やかに移行できるよう努めてまいりたいと考えております。

ソフト面につきましては、多種多様な災害に対しまして、吉川市、松伏町との地域防災計画を平成27年3月に見直しを行ったところでございます。住民への防災意識の向上といたしまして、吉川市において防災リーダー講習会を実施しておりまして、救出救護訓練や応急手当訓練を実施し、大規模災害にも対応できる訓練を実施しているところでございます。松伏町におかれましては、平成28年度から防災リーダー講習会を実施する予定となっております。また、吉川市、松伏町と吉川松伏消防組合との訓練といたしまして、防災訓練を実施しており、災害発生時の対応といたしまして、車両や資機材を活用し、訓練を行っております。吉川市では、平成29年2月に、松伏町では平成28年10月に予定されております。今後につきましても、吉川市、松伏町とのさらなる連携強化を図り、防災対策の強化に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、今後の整備方針と心構えについてお答えいたします。吉川松伏消防組合では、大規模な災害に備え、車両更新計画をもとに平成27年度に災害対応特殊水槽付ポンプ自動車1台、予防車1台を更新したところでございます。来年度以降につきましては、平成28年度に資機材搬送車1台、普通ポンプ自動車1台を、平成29年度には救急車1台、搬送車1台を整備更新予定となっております。さらなる消防力の強化を図るところでございます。

資機材に関しましても、車両更新に伴い、各種災害に対応できるよう配備を行っているところでございます。また、資機材を活用し、負傷者が多数発生した災害を想定した集団救急救助訓練などを実施し、来たるべき大災害に対応できるよう消防力の強化、多様化する災害に対しての対応力について備えているところでございます。

次に、制度につきましてお答えいたします。近年、東日本大震災を初め、昨年の関東・東北豪雨での鬼怒川氾濫など、単独消防での対応が困難な広域的な大災害が生じているところでございます。当消防組合の消防力では対応できない場合につきましては、応援協定といたしまして、隣接市町消

防総合応援協定、埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊の応援体制の制度がございます。昨年の9月になりますが、5市1組合の近隣消防本部との合同訓練を実施いたしまして、管轄での対応が不可能な災害を想定し、各消防本部のポンプ車を使用した遠距離送水訓練、後方支援隊の訓練といたしまして、災害時の宿泊施設などとなるエアータントの設営などを行いました。

今後につきましても、近隣消防、自治体との緊密な情報交換、さらなる連携強化を図り、被害の減少に努めていきたいと考えております。

続きまして、自主防や地域住民には何を期待し、呼びかけているのか、呼びかけていくのかについてでございますが、現在自主防災組織が設立されているところにつきましては、吉川市では54団体、松伏町では17団体でございます。また、平成27年度に各自治会が開催する消防訓練が行われたのは両市町合わせまして32回実施されております。災害時におきましては、自助、共助、公助が大切であると言われておりますが、地域の方々に期待するところは自助、共助の部分であります。消防訓練などを通じまして、地域の方々に呼びかけていますのは、自分の身は自分で守る認識を強く持っていただくこと、さらには地域のきずなを深め、お互いに助け合う協力体制を築いていただくよう広く伝えているところでございます。具体的には、家具の転倒防止の必要性や地震が発生した際の行動など、災害に対する心構えをまず伝えております。今後につきましても、構成市町、消防団と連携いたしまして、消防訓練などを通じまして、地域の方々に幅広く伝えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいま答弁に対し、再質問はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 ありがとうございます。3.11から5年ということで、総括的にハード、ソフトの両面からの整備状況を伺いました。それなりにそれぞれの部署を含めてしっかりと取り組んでいただいているというふうに思います。さながら、減災・防災対策というものには上限がないといえますか、どんなにやってもやり過ぎるということはないと。そして、災害が来たら、やっぱりこんなはずではなかったと必ず慌てふためく、そして思うような対応が必ずしもできない、そういう反省の声が聞かれているのが常態であります。常態というのは常にそういう状況ということでもあります。

今後のことについて、どんなことが今後の課題だと受けとめているか。車両の整備などはわかりました。いつぞやも伺いましたけれども、吉川の本庁舎がデジタル化をされますよと。消防のほうは先にデジタル化がされましたよと。この辺はちゃんと連携プレーができるようになっているのか。どちらかがおかしくなったときに、双方乗り入れといいますか、そういう対応ができるのかということ、確認をしておきますけれども、それらを含めて要望だけしておきますけれども、本当に災害については本気で向き合っていく、本気度がやっぱりさらに求められているのだろうと。例えば

防災訓練、例えば救命講習、本当にいざというときに、ちょっと参加した程度では、私も自分でやってくれと。そこに人が倒れていますよというときに、本当にできるかなと。一応のことはわかっておりますけれども、例えば息がとまって2分以内に人工呼吸をやれば90%回復すると。4分以内だと50%、6分を過ぎると25%、7分を過ぎるとほぼゼロということを知りまして、ああ、そういう基本的なことというのがわかっていないなと私自身がですね、いろいろわかっているつもりではいたのですけれども、そんなことを最近突きつけられて、そういう基本的なことをやっぱり住民にもしっかり知ってもらわなければいけない。救急車が駆けつけるのに四十数分かかりますよと。あるいは救急現場に7分から8分かかりますよと。その間にはそばにいる人たちがどういう対応をするか。第一発見者やバイスタンダーの人が、そばにいる人が対応ができる、そういうような救急の講習あるいは防災の訓練が、実になる。本当に来たぞと。形式的なことではなくて、避難所生活だって、全く避難所は大混乱するだろうと思います。ただ避難所に行くだけで、どうやって誘導しますか。誰が誘導しますか。入った後はどういうふうに運営しますか。具体的に詰めていくと、何もできていないなと。ぞっとするほど災害対策が弱いなと、そういう状況に我々はいるのだろうと思います。一つずつ積み上げて、さらにいいものにしていっていただきたい。

それから、こういう一つの節目、節目にホームページ等や広報紙等も使って市民に、こんなふうに整備していますよ、こんな方針ですよと。そして、こういう心構えを、我々はこうですよと。皆さんもこうしていただきたいというふうなことをぜひPRしていただきたい。そのことをお願いをしておきます。大変5年間の整備で、いろんな面で前に進んでいると受けとめておりますけれども、さらに本当に大丈夫かという視点でご尽力を各方面でいただければ大変ありがたいと思っています。

そこで、1つだけ、この5年間の中で一番私は吉川松伏消防組合にとって残念であり、そしてビッグな出来事というのは、救急車の暴行事件だろうというふうに思っています。きのう、きょうと吉川松伏消防組合議会の会議録を四、五冊ちょっと目を通してみましたが、相当いろんなやりとりをしておりますが、この大きな事件、中原管理者はもうこの辺で決着をさせたいということをして1年前の3月議会、そして7月議会で申されました。その中で、組織の系統的に何ら問題ないのだと。消防の組織としては、指示を飛び越えての勝手な判断で動くのであれば、組織としては非常にまずいと。大きな問題だと思っていたけれども、今回その系統は守られていることがわかったと。そうなる最終的な責任は管理者である私にあると。今回の事件をきっかけにして、組織の中の職員のあり方、情報の公開、きちっと見直す体制を今後つくる中で、この事件を糧にして進めたいと、こういうふうに答弁をされております。

一方で、前管理者は、その前の7月議会、12月議会での私の質問に対して、伊藤さんの発言の隠蔽工作などの事実はないし、私を取り下げを指示するようなことは全くないと。それから、暴行の関係者は一市民であって、それ以上はプライバシーにかかわるので述べられないという趣旨のこと

も繰り返し述べております。

そこで、質問でありますけれども、この問題は吉川のさきの3月議会でも齋藤議員が取り上げました。そして、その中の答弁で、実は第一報で、この関係者は吉川の市議会議員のようだという連絡があったと。それで、当時の議会事務局長にすぐ連絡をして確認をさせたと。その結果、議員ではないようだということになったというような感じのことを、政策室長が調査に基づいて答弁をしておりました。必ずしも十分な内容ではありませんけれども、要するに当初議員が関連していたよという情報があったと。それで確認があった。そして、そのことについて、いや、議員ではなかったよというのは、では誰が判断をしたのか。ここにも吉川の幹部である当時の部長職の身近な人が関与したというニュアンスの答弁もあったかと思えます。要するに、私を取り下げを、管理者が行わざるを得ないような、そういう立場の人ではないかと。一旦警察に届け出たものを、管理者の意向をそんたくをしないで取り下げるということは、消防長以下ではできないでしょう。これは私が、ここでも申し上げたかと思えますけれども、管理者による職権の乱用ではないかと。管理者による職権の乱用であり、違法な取り下げの指示だったと。違法な指示であるというふうなことも申し上げました。

それらを含めて、先ほどの冒頭でもけじめはついたのか、これでけじめにしたいと、そのように組織の中の職員のあり方、情報の公開のあり方、ひとつの糧にしたいということでしたけれども、新しい情報が開示をされる中で、今どんなふうにお考えなのか。そして、若干ここでも指摘をし、ちょっと言い過ぎだという指摘もあった、私は人事刷新、少なくとも空気を変えるということが、これは組織の常識ではないかなということも申し上げてきました。実質的にそういうことも行われていないようでありまして、けじめがついたのか。そして、組織のシステムは、指揮命令系統ができていたのか。上司の意向に、管理者の意向に消防長が、その命令を受けて、さらに消防の次長に伝え、そして現場の職員にも伝える。要するに管理者の命令が、たとえ法律に違反するような命令であったとしても、しっかり指揮系統は動いていたのだと。問題ないのだと、そういうふうに捉えていいのか。この辺も含めて、管理者にこの問題の新たな情報の開示を含めて、どんなふうを受けとめていらっしゃるか。けじめというものをどんなふうを考えるのか。これで決着をしたいということで済むのかどうか、この辺を伺っておきます。

○堀越利雄議長 ただいまの再質問に対して答弁を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 それでは、伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

これも昨年から何度もお話をしていると思うのですが、まず管理者として取り組まなければならない一番は、市、そして町の、市町民の安心、安全をきちっと守っていくと、財産を守っていく、そのことに尽きると思っております。そして次に、それを守るために職員、隊員の身の安全をきちっと守る。それを成し遂げるためには、この組織の指揮系統がしっかりとしたものでなければ

ばならない。私はそういうふうを考えております。就任したときに、まずその基本理念に沿って、この物事に対して対応していこうという決意をしまして、何回もお話をさせていただいているとおり、職員を初め関係者の皆様からいろいろお話を聞いたところでございます。

そうした中で、指揮系統を飛び越えて何か命令が下されるということはなかったということが1つ判明をして、それをしっかりとお伝えさせていただいたところです。また、被害に遭った隊員も、最初から大ごとになることを望まず、届け出をすることすらためらっていた状況があります。また、取り下げの話があったときも、組織的あるいは1人から強制的に、管理者から取り下げろというお話があったわけではないと職員がお話をしているわけです。そうした中で、強制性がなかった。そして、暴行を受けた隊員自体もそういう気持ちはなかったというふうになれば、これ以上ここに対して私が何かしらのアクションを起こす必要はないと考えております。

また、そうした職員の身の安全を守るというところで関係規程を見直しし、先ほど稲葉議員からの質問もありましたとおり、ことしの2月に行われた救急車に対する暴力、そういったものには毅然と立ち向かうのだということを指示を出しまして、しっかりとした対応を重ねているところでございます。先ほどから伊藤議員は、これで終わりにしてほしいというような言い方をされていますけれども、私としては終わりにしてほしいではなくて、今年の3月に就任をし、前管理者の指揮のもとにそういうことが行われたということをしっかりと皆さんに明らかにするところで十分管理者としての、現管理者としての私の責任は果たしていると思っているわけでありまして、どうかこれでおさめてほしいというような気持ちではないということをお伝えをしたいと思います。

また、前管理者がどのような流れ、どのような考えで被害届を取り下げさせたかについては、私は現管理者として、そういったところに踏み入る立場ではないと考えているということをお伝えしている中で、この責任はもう十分果たして、はじめも全部ついているということをお伝えしている次第です。

また、人事におきましても、確かに人事は大事だということでは、伊藤議員の考えとは一致をしておりますが、トップのリーダーとして、人事をどのように使っていくかということでは、かなり伊藤議員とは差があるかなと。離れている部分があるかなとっております。まず1つは、トップがかわれば、当然組織は変わります。そうした中で、きちっとしたはじめを踏まえて言えば、管理者の指揮のもとに隊員、そして職員が動いているわけですから、きちっとしたはじめをつけて、口頭注意をしていけば、それ以上の人事は必要ないということが私自身の判断でありますし、人事は1点だけではありません。将棋のように1つ動かせば全体が動いていくわけですから、そういった全体を見ながら、そしてまた1年だけではありません。2年、3年、4年先を見ながら進めていくのがリーダーとしての人事だと思っておりますので、自信を持ってことしの人事を行った次第でございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 再質問はありませんか。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 去年の7月でしたか、今と同じようなお話を伺って、まだ着任早々で組織の実態がよくわかっていらっしやらないし、事実関係も余り深いところまでご理解をいただいている状況かなという中で、私は新しい管理者が市民の手によって誕生したことを大変高く評価をして、本当に喜ばしいことだというふうに総括をしていたのですけれども、そのときに、それは現時点の話であって、大抵1年ぐらいのうちに整備ができるのだろうと思っておりました。これだけの大事件、さっき3.11について5年間の総括ということでかなり膨大な報告をいただきました。吉川の消防本部にとって、この救急車暴行事件というのは大変大きい忌まわしい事件だと受けとめています。事件の受けとめ方がまず違うのかなと。どんなふうにこの事件を管理者は受けとめているのか。組織がどう向き合うか。殴られた個人が大ごとにしたくなかったと。それで大ごとにしなくて済むような話なのですか。全国の消防団が同じような誇りと使命感を持って仕事に取り組んでいるわけでありまして、こんなことが全国どこであろうと許されるはずがない。きちっとしたけじめも要るでしょう。ましてや隠蔽工作が行われて、上からの指示が行われていたと。そこに少なくとも最初の連絡は、議員さんのようだ。録音もあるでしょう。テープの公開もしてくださいと。これも公開はしない。どんなやりとりがあったのか。誰だったのか。そういうことをどうしてしたくないのですか。事実関係を明らかにする。そして、前管理者の指示は適正だったのか、そんなことを部下にやるのですか。管理者として間違っていないですか。そんな管理者を許せますか。職権の乱用と何度も言っている。こんな管理者を、そしてそのバックグラウンドには議員さんや市役所の幹部や利害関係者がその中に隠されている。それがだんだんあらわになってきている。市民の中だって、場合によったら……

〔伊藤さん、それ以上言うと憶測になっちゃいますよ。証拠がない。示してから言わないと。隠蔽だって示してから言わないと〕
と言う人あり〕

○6番 伊藤正勝議員 そういうことをちゃんとこの間の齋藤議員、吉川の市議会でもそういう話が出ていることを私が若干繰り返しているだけで、そこまで吉川の市議会では一方では明らかにされてきている。そういうものをここでふたをするような形にならないだろうか。何度もやって、この会議録も見てくださいよ。全部私も議員の職責をかけて質問をしているのだということも繰り返し述べながらやってきています。そういうことでありますので、中原市長のけじめ、そしてこれを組織の中で、酒井消防長が総括をしたり報告をしたり、あるいは何らかの、これに伴う検証であったり、指示を出したりというようなこともないように聞いていますけれども、その辺も含めてもう一度管理者と消防長に、私はこの不祥事は地域と組織を、文字どおり映す鏡であって、許されない事態なのではないかと。毅然とした取り組みが市民社会の常識だと。これも繰り返し申し上げております。

事件の根の深さ……

○堀越利雄議長 伊藤議員に申し上げます。

推測の域を出ない発言はこれ以上、立証できるもの、明確な質問に絞ってください。

○6番 伊藤正勝議員 だから、管理者は当然吉川市議会の市長として質問も、質疑の内容も全部、そして答弁も恐らく了承された上での発言であつたらうと受けとめております。要するに吉川の、文字どおり政治権力の頂点にある市長が取り下げを要請したと。その関係者、最初は議員という報告であつたと。それは取り下げられたのに、そのようなことは全くないと。そういう事実は全くないと繰り返し前管理者は答弁をしている。そういうものの中でけじめがついたなんて言う、人事刷新も行わないで、何がけじめがついたのですか。何も変わっていなくて、士気は下がっておりませんと。仕事は市民のためにやっておりますと。当たり前のことを当たり前にするのは当然ですよ。しかし、どんな組織であれ、一つのけじめをつけていく。東芝だって東洋ゴムだって、民間だってそういうことを。何度も答弁申し上げておりますけれども、それでは、今だんだん明らかになってきている。組織の消防長なり次長なり、そんな取り下げはできませんよというふうなことを言ったら、管理者としては、それはおかしいと。そんな職員だったら消防職員としてはおかしいぞと。逆に言えばそういうことをおっしゃったと思うのですけれども、それらを含めて管理者の基本的な、この組織運営とけじめの考え方に私は議論を申し上げて、もう一度見解を伺っておきたいと思えます。消防長にもお願いします。

○堀越利雄議長 中原管理者。

○中原恵人管理者 伊藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

いま一つ論点がよくわからないのですけれども、まず管理者が指揮命令を出して、その指揮に基づいて、指示に基づいて職員が動いているということが今回明確になったわけです。ですから、管理者が取り下げようという話をして、そこで職員が動くわけです。全然そこには組織立った隠蔽というふうなものは私は存在はしていないと思えます。管理者がこうしようと言ったものに対して忠実に全員が動いたというだけなわけです。

〔「取り下げは、そういうことはしてないと言っているんだよ、ずっと今まで」と言う人あり〕

○中原恵人管理者 ですから、それを僕が3月にきちっと明らかにしたというのが私が管理者になった一番のきちっとしたけじめ、それ以外に僕はないと思っています。その前管理者がどのようなやりとりの中でそういう指示を決断したのかという部分については、私たち消防組合であり、私自身管理者がああだ、こうだ詮索をしていく立場にはないし、そういう時間を全く使う気は私はないということを1年間お伝えしています。私がやるべき仕事はそこではなくて、では今後隊員がきちっと暴行を受けないような、そういう規程づくり、組織づくり、環境づくりを一生懸命やるということが市民の安心、安全につながるのだということを何度もお話をさせていただいているのです。で

すから、伊藤議員がおっしゃっているような、裏に何かあるのではないかという部分が知りたい、そこを究明したいというのであれば、やはりそれは私ではないところで、この管理者云々ではないところでやっていただくべきではないかなと正直思います。議員の方々もかわられるわけですし、松伏の先生方も春からかわられるわけですから、ぜひそのあたりは議員の先生方で意見交換をする中で、どういう方法があるのかと。管理者として、また消防組合としては、本当にこれ以上に何か深くということはできないから、きちっと就任してすぐの3月に、1カ月もない中できちっとけじめをつけさせていただいたと思っておりますし、人事で誰か1人をかえたら、それで全てが逆に何もかも終わるといった問題ではないと思っておりますからこそ、きちっとした組織の見直し、命令系統の見直しを図った次第です。

以上でございます。

○堀越利雄議長 以上で一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○堀越利雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第8、報告第1号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 初めに、報告第1号 専決処分事項の承認についてご説明をいたします。

専決処分した事項は、和解についてでございます。平成27年10月10日、病院搬送後の帰署途上、首都高速道路上において、吉川消防署南分署に配備しております救急車が、相手方の運転する軽自動車に後方から追突され、救急車両の右後方部が破損する事故が発生いたしました。

事故後におきましては、予備救急車にて救急事案に対応しておりましたが、南分署配備の救急車を緊急に修理し、運用させるため、当該修理請負費用全額を相手方が支払うことで和解し、請負業者に修理代を支払う必要がありましたことから、専決処分を行ったものでございます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当報告につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより報告第1号の採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、報告第1号 専決処分事項の承認については、承認することに決定いたしました。



◎報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第9、報告第2号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、報告第2号 専決処分事項の承認についてご説明をいたします。

専決処分した事項は、平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第3号）でございます。本補正予算につきましては、先ほど報告第1号にてご説明をいたしました吉川消防署南分署に配備しております救急車への追突事故により、相手方が支払う当該救急車の修理費用全額を弁償金として歳入を増額し、当該弁償金全額を車両修繕料に充当し、歳出を同額増額するものでございます。

本件におきましても、南分署配備の救急車を緊急に修理し、運用させるために専決処分を行ったものでございます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当報告につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより報告第2号の採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、報告第2号 専決処分事項の承認については、承認することに決定いたしました。



◎報告第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第10、報告第3号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、報告第3号 専決処分事項の承認についてご説明をいたします。

専決処分した事項は、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更についてでございます。本件は、埼玉縣市町村総合事務組合へ草加八潮消防組合の加入と同組合を組織する皆野・長瀬上下水道組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約を変更することについて協議するものでございまして、関係書類の提出期限により、緊急に処理する必要があり、また構成市町議会におきましても、同議案が可決されましたことから、専決処分をしたものでございます。

以上、ご報告を申し上げますとともに、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当報告につきましては、通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより報告第3号の採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認については、承認することに決定しました。



◎第1号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第11、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、条例で定めるべき事項を制定する行政不服審査法施行条例を、構成市であります吉川市におきまして吉川市行政不服審査法施行条例が平成28年3月吉川市議会で可決されており、同条例内容を当消防組合において準用する条例として追加するものでございます。

準用する条例及び読み替え規定の詳細につきましては、次長から説明をさせていただきます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀越利雄議長 地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 続きまして、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ただいま管理者よりご説明がございましたとおり、行政不服審査法の施行に伴い、条例で定める事項を準用する条例として吉川市行政不服審査法施行条例を追加し、当該条例において規定するものでございます。

具体的な内容といたしましては、事件ごとに当該法律の権限に属する事項を処理するため、管理者の附属機関となる行政不服審査会を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

また、審査請求人などが審査請求などに係る提出書類などの交付を求めた場合の交付手数料などに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、提出させていただいております第1号議案の議案書におきます補足事項についてご説明いたします。

当該議案書の改正後の欄の表中、太枠で囲まれた部分の準用する吉川市条例の名称については、「吉川市行政不服審査法施行条例」と規定させていただいているところでございますが、名称に続く括弧書き内に条例番号が空欄となっております。管理者よりご説明がございましたとおり、吉川市行政不服審査法施行条例は、吉川市議会におきまして可決されておりますが、消防組合の議案書発送日には公布手続中であり、条例番号が確定していない状況であったため、空欄とさせていただいておりましたが、先日公布がなされ、準用する吉川市行政不服審査法施行条例は、「平成28年吉川市条例第1号」となりましたことから、本ご説明により第1号が記載されたものとみなし、議決

を賜りました後、本条例改正の進めさせていただきたく、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、当該議案書の改正欄の第3条読み替え規定についてでございますが、準用しております吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、改正するものでございます。当該条例の一部改正により、等級別基準職務表が新たに整備され、吉川市部設置条例で規定する「部」の文言が規定されました。当消防組合においては、「部」は設置されておられませんことから、「部」の文言を「消防本部及び消防署」に読み替えさせていただき、規定を追加するものでございます。

以上で第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第1号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第1号議案 吉川松伏消防組合において制定すべき条例のうち吉川市条例を準用する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第2号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第12、第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者に説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の施行に伴い、文言を整理したいため、改正するものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第2号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第2号議案 吉川松伏消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第3号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第13、第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

本案につきましては、一部の非常勤特別職の職員について、他の自治体の賃金の状況を勘案し、報酬の引き上げを実施するとともに、行政不服審査法の施行に伴い、新たに行政不服審査会委員の設置を行いたく、設置する委員の報酬を定めるものでございます。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第3号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第3号議案 吉川松伏消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第4号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第14、第4号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者に説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第4号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、「ガスグリドル付こんろ」と「電磁誘導加熱式調理器の最大入力値の引き上げ」について規定をするため、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、予防課長から説明をさせていただきます。

○堀越利雄議長 戸井田予防課長。

○戸井田 勉予防課長 予防課長の戸井田でございます。よろしくお願いいたします。第4号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

ガスコンロなどの火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し、火災の予防のために必要な事項は、消防法において、政令で定める基準に従い、市町村条例で定めることとなっていることから、今回、吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、初めにガスグリドル付こんろの吉川松伏消防組合火災予防条例別表第3への追加についてでございますが、家庭用ガス燃焼機器の日本工業規格に「ガスグリドル付こんろ」が追加され、今後市場に多数流通することが予想されることを踏まえ、当該機器を吉川松伏消防組合火災予防条例別表第3に追加し、当該機器に係る可燃物等との間に設けるべき火災予防上、安全な距離について規定したものでございます。

なお、当該機器と可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離につきましては、総務省消防庁の検証結果によるものでございます。

次に、電磁誘導加熱式調理器、一般名称がIH調理器の最大入力値を5.8キロワットへの引き上げについてでございますが、現在条例で規定されているIH調理器につきましては、制定当時主流だった入力4.8キロワット以下の適用範囲でありまして、現在流通し始めている入力4.8キロワットを超え、5.8キロワット以下へのIH調理器について、規定がございませんので、新たに規定をするものでございます。

なお、当該機器と可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離につきましても、ガスグリドル付こんろ同様に、総務省消防庁の検証結果によるものでございます。

以上で吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の改正内容の説明とさせていただきます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第4号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第4号議案 吉川松伏消防組合火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎第5号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第15、第5号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第5号議案 財産の取得についてご説明をいたします。

本案につきましては、現在松伏消防署に配備し、運用しております普通消防ポンプ自動車は、配備後17年が経過し、車両本体及び資機材の老朽化に伴い、更新整備をするものでございます。

入札までの経過につきましては、指名競争入札の方法により執行したものでございまして、平成28年1月12日に指名業者選定委員会において指名業者8者を選定し、1月29日に入札会を行った結果、1回目の入札で、株式会社モリタ東京営業部が予定価格内の3,950万6,400円で落札し、仮契約を結びました。

何とぞご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第5号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第5号議案 財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎第6号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第16、第6号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

監査委員の審議に入りますので、地方自治法第117条の規定により、2番、小野潔議員の退場を命じます。

〔2番 小野 潔議員退場〕

○堀越利雄議長 提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第6号議案 監査委員の選任についてご説明いたします。

本案につきましては、議会選出の監査委員でありました五十嵐恵千子氏の任期満了に伴い、その後任に小野潔氏を選任することについて同意を求めるものでございます。よろしく願いをいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第6号議案 監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、2番、小野潔議員の入場を認めます。

〔2番 小野 潔議員入場〕



◎第7号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第17、第7号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第7号議案 公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。

本案につきましては、公平委員会委員の齊藤正雄氏が亡くなられ、委員に欠員が生じたため、その後任者を選任することについて同意を求めるものでございます。

高鹿幸一氏につきましては、人格が高潔であり、人事行政に関し、高い識見をお持ちの方でございます。よろしく願いをいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第7号議案 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◎第8号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第18、第8号議案 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第8号議案 公平委員会委員の選任についてご説明をいたします。
本案につきましては、現公平委員会委員の野本幸一氏が平成28年3月31日をもって任期満了となり、再度選任することについて同意を求めるものでございます。

野本幸一氏につきましては、人格が高潔であり、人事行政に関し、高い識見をお持ちの方でござい
ます。よろしく願いをいたします。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては通告がされておられませんので、
質疑なしと認めます。

質疑を打ち切り、本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 ご異議ないものと認め、これより採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第8号議案 公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しま
した。

◇

◎第9号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第19、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第4号）
を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第4
号）についてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、準用しております吉川市職員の給与に関する条例におきまして、人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職の職員の給料月額、地域手当及び勤勉手当の額を改定する一部改正がなされ、職員給与費の予算等の変更を加える必要が生じたことから、歳入歳出それぞれ2,162万9,000円を増額し、予算の総額を19億7,620万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

先ほど管理者より説明がありましたとおり、本補正予算は準用しております吉川市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う補正予算でございます。

恐れ入りますが、お配りしております補正予算書の8ページ、9ページをお開き願います。初めに、歳出でございますが、3款1項消防費、1目常備消防費の説明欄上段、消防職員給与費のうち、2節給料の消防職給料につきましては、平均0.46%の給料の改定を、平成27年4月1日の遡及適用される差額支給分を含め支給するもので、285万3,000円を増額するものでございます。

次に、3節職員手当につきましては、地域手当支給率が平成27年4月1日から平成28年3月31日の間において4%から5%に改正され、また勤勉手当支給割合において、平成28年12月支給分が100分の75から100分の85に改正されたことに伴う増額分と当該給料改定に伴う時間外勤務手当などの影響額といたしまして、1,629万8,000円を増額するものでございます。

次に、4節共済費及び19節負担金及び交付金につきましても、給与増額に伴い、それぞれ増額するものでございます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページにお戻りください。歳入でございますが、1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金でございますが、歳出、消防職員給与費の2,162万9,000円の財源を消防費基準財政需要額の割合に応じまして、吉川市負担金1,379万9,000円、松伏町負担金783万円の負担をそれぞれお願いするものでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 これより質疑に入りますが、当議案につきましては、通告がされておりませんので、質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第9号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第9号議案 平成27年度吉川松伏消防組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎第10号議案の上程、説明、質疑、討論、採決

○堀越利雄議長 日程第20、第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中原管理者。

○中原恵人管理者 続きまして、第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算についてご説明をいたします。

平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を16億7,308万4,000円とするものでございます。平成27年度当初予算と比較いたしますと2億6,803万7,000円、約13.8%の減となっております。減額の主な要因といたしましては、平成27年度に実施しました消防指令システム更新事業などの普通建設事業費と公債費の減額によるものでございます。

平成28年度の編成に当たりましては、未然に火災を防ぐため、査察や指導の実施を効率的に行うなど、防火体制の充実を図るため、防火危険物施設管理システムの更新や多様化する災害に応じた車両資機材等の計画的な充実強化を図る予算編成をいたしました。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせていただきますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○堀越利雄議長 酒井消防長。

○酒井 誠消防長 第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算の説明をさせていただきます。

お配りさせていただいております予算書により説明をいたします。

それでは、歳入につきまして説明をさせていただきますので、恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項1目負担金の1節常備消防費負担金14億7,345万8,000円についてでございますが、当負担金は吉川松伏消防組規約第14条第2項の規定により、構成市町の負担割合を前年度の消防費に係る基準財政需要額によることから、吉川市負担金につきましては、負担割合が63.80%の9億4,006万6,000円を、松伏町負担金につきましては、負

担割合が36.20%の5億3,339万2,000円をそれぞれ算出させていただいております。

2節非常備消防費負担金の8,302万5,000円につきましては、吉川市並びに松伏町の各消防団の運営に関する経費で、吉川市負担金5,763万4,000円、松伏町負担金2,053万1,000円となっております。

その他の歳入につきましては、歳出の特定財源となっておりますので、歳出とあわせましてご説明いたします。

それでは、歳出の主なものにつきましてご説明させていただきます。12ページ、13ページをお開き願います。3款1項消防費、1日常備消防費の説明欄下段、消防職員給与費11億9,052万4,000円につきましては、再任用職員2名を含む消防職員150名分の給料、手当、共済費、退職手当に係る負担金となっております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。説明欄上段の研修事業540万6,000円につきましては、消防大学校及び埼玉県消防学校で実施されます教育訓練及び救急救命士の養成など消防業務等を遂行する上で必要となる研修費用となっております。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。説明欄下段の少年消防クラブ運営事業32万9,000円につきましては、地域防災の担い手となる人材育成を目的に、継続して小学5年生、6年生のクラブ員、中学生の準指導員に防災教育を行うため、ジュニア防災検定受験費用や毎月のクラブ活動経費等となっております。

次に、説明欄下段の火災予防事務事業345万8,000円につきましては、管内の防火対象物及び危険物、施設の情報などをデータベース化し、防火危険物施設管理システムを更新しまして、予防・消防行政に反映させるための運営経費や火災予防啓発等となっております。

次に、20ページ、21ページをお開き願います。説明欄中段の車両資機材管理事業2,416万3,000円につきましては、消防車両並びに資機材の維持管理費用と地域防災訓練、消防訓練などで使用する煙中体験ハウスの追加配備や救急隊員が着用する感染防止衣を使い捨てタイプの不織布感染防止衣から制菌加工により病原菌の付着を防ぎ、クリーニングにより繰り返し使用できるポリエステル製のジャケットタイプへ変更した感染防止衣の導入費用等となっております。

次に、22ページ、23ページをお開きください。説明欄下段の応急手当普及啓発事業111万4,000円につきましては、救命講習会等で使用する訓練用人形とAEDトレーナーの老朽化や不足に伴う増強整備費用となっております。

説明欄下段の救急医療連携事業232万6,000円につきましては、救急救命士の知識、技術の向上を図るために必要となる教育負担金等となっております。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。2目消防施設費、説明欄上段の車両整備事業5,927万5,000円につきましては、松伏消防署配備の消防ポンプ自動車導入後17年を経過しており、経年劣化による修繕箇所が増加していることや維持運用面を総合的に勘案し、600リットルの水槽付消防ポンプ自動車更新整備費4,035万9,000円の購入費用となっております。当消防ポンプ自動車更新費用に係る

財源構成につきましては、約90%が消防施設整備事業債、約10%を消防施設整備基金とするものでございます。

また、吉川消防署に配備しております毒劇物災害や生物・化学物質などによる災害に対応する資機材を積載しております資機材搬送車が導入後19年が経過しており、消防ポンプ自動車同様に災害対応に万全を期するよう更新整備費として資機材搬送車整備事業1,890万円の購入費用となっております。当該資機材搬送車更新費用に係る財源構成につきましては、約90%が消防施設整備事業債、約10%を消防施設整備基金とするものでございます。

続きまして、同ページ3目非常備消防費でございますが、説明欄上段の吉川市消防団給与費3,109万7,000円につきましては、入退団者を含め320名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金等の費用となっております。

次に、吉川市消防団運営事業2,411万2,000円につきましては、災害出場等の出務に係る費用弁償や消防団車両の維持管理に係る費用、また消防団活動に必要な災害の指令、災害状況情報などを受信できるように携帯型デジタル無線受令機30機の購入費や防火衣の更新費用等となっております。なお、携帯型デジタル無線受令機の購入に係る財源構成につきましては、約90%を非常備消防施設整備事業債、約10%を一般財源とするものでございます。

次に、30ページ、31ページをお開き願います。説明欄中段の松伏町消防団給与費1,483万5,000円につきましては、入退団者を含め116名分の消防団員報酬と退職報償金の準備資金積み立てに係る負担金等の費用となっております。

次に、松伏町消防団運営事業1,278万3,000円につきましては、吉川市消防団と同様に、災害出場等の出務に係る費用弁償や消防団車両の維持管理に係る費用、携帯型デジタル無線受令機17機の購入や防火衣の更新費用等となっております。なお、携帯型デジタル無線受令機の購入に係る財源構成につきましては、吉川市消防団でご説明したとおりの内容でございます。

次に、32ページ、33ページをお開き願います。4目非常備消防施設費でございますが、説明欄中段の吉川市消防団器具置場維持管理事業134万1,000円につきましては、器具置場の修繕費用並びに各消防団器具置場の維持管理費用等となっております。

続きまして、吉川市消防団車両整備事業1,587万7,000円につきましては、更新計画に基づきまして、第8分団の消防車両を購入するための費用でございます。

なお、更新する車両は、台風や竜巻などの特殊災害に対応できるよう、エンジンカッターなどの破壊器具や照明器具を積載した多機能型消防団車両でございます。また、当該の消防団車両更新整備に係る財源構成につきましては、100%を非常備消防施設整備事業債とするものでございます。

次に、松伏町消防団器具置場維持管理事業104万5,000円につきましては、器具置場の修繕費用並びに各消防団器具置場の維持管理費用等となっております。

続きまして、松伏町消防団車両整備事業1,587万7,000円につきましては、更新計画に基づきまし

て、第6分団の消防車両を購入するための費用となっております。なお、更新する車両は、吉川市消防団と同様、多機能型消防団車両でございます。また、当該の消防団車両更新整備に係る財源構成につきましても、吉川市消防団と同様、100%を非常備消防施設整備事業債とするものでございます。

次に、34ページ、35ページをお開き願います。4款1項公債費の1目元金1億5,758万4,000円、2目利子1,133万円につきましては、消防庁舎、消防自動車等更新整備や消防団器具置場新築工事など借り入れた地方債の償還金となっております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 提案者の説明が終わりましたので、通告に従いまして、6番、伊藤正勝議員の質疑を許可いたします。

6番、伊藤正勝議員。

○6番 伊藤正勝議員 第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算につきまして通告に従い質疑してまいります。

まず、常備消防の消防費についてでございます。今、消防長から内容の説明もありました。重なる部分は省いて結構であります。質問の第1は、防寒衣仕様が変更という予算が計上されていますけれども、どういうふうに仕様が変更になるのか、その内容。そして、具体的な効果、内容もご説明いただければということであります。

ストレスチェック制度も導入をされることになります。消防、救命救急、ある意味ではストレスのかかる度合いが一段と高いのかなと、そんな感じもしますけれども、今回のストレスチェック制度導入、その内容、そして現状もあわせて説明をいただければということであります。

当然この制度の導入によって産業医とのかかわりに変化が出てくるのだろうと思いますけれども、どんな内容になってくるのか。伺っておきます。

車両購入については、水槽付消防ポンプ車等、600リットルの水槽付という説明もありましたけれども、これまでと比べてどう違うのか。ほぼ同様なのか、相当レベルアップが図られているのか、その程度を伺っておきます。今後のこと、つまり何年に1回原則的に更新していきます、何台にしますというようなことがわかればご説明いただきたいと思います。

次の質問は、表彰事務事業です。毎年表彰が行われておりますけれども、表彰の基準、選定の内容、年度ごとに何か変わることがあれば承りたいし、あわせてこの予算で吉川松伏消防組合が表彰するものと、例えば県あるいは国の消防長から表彰を受けたりするものもあるのだと思いますけれども、そこら辺のことで何か具体的にあればご説明をいただきたいということでもあります。

消防委員会運営事業、これも定例的に開かれているのだろうと思いますけれども、内容と成果について、一応この機会に確認をさせていただきます。

救急医療連携事業について、大変救急車の出動も増えている現状にあります。150人体制の中で

救急救命士の割合、最低救急車には1人の救急救命士が同乗するということが目標がされておりますけれども、実情はどうか。そして、今後の方針、動向、人数の現状と目標設定を含めて伺っておきます。

続いて、非常備の消防についての消防費のことです。車両購入費、多機能型車両更新整備については、照明器具やカッターなどを備えた多機能型車両更新についてご説明がありました。これも現状と比べてレベルアップ、変わりがあるのかどうか。そして、今後どんなプランになっているのかということでもあります。

消防団運営事業の中で表彰の基準、選定内容などの説明もあわせて承りたいということでもあります。

消防団員の入団式も4月10日に予定されております。そういうことも含めて最新の消防団員の実情。女性は、いわゆる消防業務には当たらないということにされておりますけれども、これは政府として認められている機能別分团的な職務と受けとめておりますけれども、機能別分团的性格にとどまるのか、あるいは機能別分団として運営していくのか、今後の方向も含めて伺っておきます。

戸田市消防の関連は再質問でお伺いしたいと思います。よろしく。

○堀越利雄議長 6番、伊藤正勝議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 初めに、第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算のうち、一番上の防寒衣仕様変更、その内容や効果についてでございますが、職務遂行上、必要な装備など職員から提出される意見を審議する消防職員委員会の審議結果を踏まえまして、冬季の業務などにおいて着用しております現行の防寒衣は、背面の所属表記がローマ字の略称であり、また仕様、機能面でも旧式となっておりますことから、隊員が業務活動をする状況下において、より保温性、防水性などの機能面にすぐれ、管轄外においても「吉川松伏消防組合」の所属表記が明確となる防寒衣を職員の意見を反映し、更新するものでございます。なお、更新については2カ年度を予定しており、平成28年度予算では約半数の80名分の費用を計上させていただいております。

次に、2番目のストレスチェック制度導入についてでございますが、労働安全衛生法の一部を改正する法律が制定され、事業者にストレスチェックの実施が義務づけられました。その内容につきましては、ストレスに関する質問票に回答者が記入し、それを集計、分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる検査となっております。現状におきましては、平成28年1月にストレスチェック制度実施規定などを定め、平成28年度において職員に対し実施する予定となっております。産業医とのかかわりの変化についてでございますが、ストレスチェック制度を導入することにより、指導、助言及び保健指導のサポートなどを実施していただくものでございます。

次に、4番目の表彰事務事業におきます表彰の基準についてでございますが、消防組合表彰基準を定め、表彰する種類、内容に応じ、それぞれ基準を定めているものでございます。選定の内容説

明におきましては、同様でございますが、消防組合表彰規則を定め、消防職員及び消防業務に協力した者で顕著な業績があり、他の模範として推奨に値する事案を各所属長が消防長に具申し、表彰基準に照らし、表彰をしているものでございます。主に一般市民である火災、救急時の消防協力者に感謝状を授与しており、平成27年度におきましては、16名の消防協力者に感謝状を授与しております。

次に、5番目の消防委員会運営事業の内容と成果でございますが、消防行政の効率的な運営を図ることを目的としております吉川松伏消防組合消防委員会条例に基づき、当該委員会を設置するものでございまして、平成20年度に構成市町から当消防組合へ事務移管がされたものでございます。その内容につきましては、消防行政の円滑な運営、消防施設の整備に関する事項及びその他消防行政に関して、管理者の諮問に応じて開催されるものでございまして、近年におきましては諮問事項がないことから、開催されておられません。平成20年度に開催されました消防委員会につきましては、近年の社会環境の変化から消防団員数の減少、消防団員の高齢化や団員確保などのさまざまな問題に直面していることから、消防団の活性化につきまして審議したものでございます。その成果といたしまして、女性消防団員の採用を推進し、住民に対する応急手当ての普及啓発活動や消防団広報などを実施することで、消防団に対する地域住民の認知度が高まりました。

今後におきましても、管理者の諮問に応じまして、当該委員会での調査審議事項を踏まえ、構成市町民の住民ニーズを反映した円滑な消防行政や消防施設等の充実強化を図りたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 黒田警防課長。

○黒田信浩警防課長 続きまして、3番目の車両購入（水槽付消防ポンプ車）についてでございますが、更新整備いたしました車両につきましては、現行車両は導入後17年が経過し、車両本体及び資機材の老朽化、また消防組合の普通消防ポンプ自動車車両更新目安が購入から17年であることから、更新整備をするものでございます。

その内容についてでございますが、今回更新整備いたします車両につきましては、松伏町の地利、水利の状況やその他火災の出動頻度を考慮した車両仕様といたしまして、600リットルの水槽を搭載した車両でございます。

レベルアップの程度についてでございますが、車両の性能につきましては、600リットルの水槽を搭載したことにより、火災初期の段階で有効に消火活動ができる車両といたしました。

新規資機材の導入につきましては、電動油圧救助器具を導入いたしました。理由といたしましては、油圧救助器具を積載した車両は、吉川消防署、吉川消防署南分署に配備しております。松伏消防署管轄内にて救助事案が発生したときに、吉川消防署から油圧救助器具を積載した車両が到着するまでの間、松伏署隊で救助活動を行うことを考慮いたしまして、電動油圧救助器具を購入いたし

ました。

今後の計画の確認についてでございますが、消防車両の更新目安に基づき、今後5カ年による更新予定につきましてご説明いたします。平成28年度につきましては、消防ポンプ自動車1台、搬送車1台、平成29年度につきましては、救急車1台、搬送車1台、平成31年度につきましては、救急車1台、以上が今後における計画でございます。計画に際しましては、経過年数を基準とし、それぞれの消防車両における使用の頻度、故障修理などの履歴、経年劣化の度合い、走行距離といったさまざまな状況と吉川市、松伏町の財政状況を考慮して計画をしているものでございます。

続きまして、6番目、救急救命士の実情（人数、研修、今後の方針）、今後の方針、方向はについてご説明いたします。初めに、人数についてでございますが、平成28年3月1日現在で、救急救命士として救急活動に従事できる資格を持った職員につきましては、23名おります。

次に、研修についてでございますが、救急救命士を養成する研修につきましては、医療補助などを行います病院研修、救急救命士のスキルアップなどの教育を受ける埼玉県消防学校救急救命士養成所での研修、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会が行います研修などがございます。平成27年度には、病院研修へは12名、埼玉県消防学校救急救命士養成所へは4名、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会が行います研修へは4名を研修させていただき、平成28年度につきましては、病院研修へは13名、埼玉県消防学校救急救命士養成所へは5名、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会が行います研修へは4名の研修を予定しております。

次に、今後の方針についてでございますが、平成26年1月31日、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成26年4月1日より、救急救命士の行う救急救命処置として、医師の具体的な指示のもとでの心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の2つが新たに可能となり、当消防組合では、平成27年度に6名の救急救命士が認定を受けたところでございます。平成28年度につきましても、埼玉県消防学校救急救命士養成所へは2名、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会へは4名、計6名の救急救命士が研修予定となっております。

今後も処置拡大2行為の研修を初め、各研修を終了していない救急救命士もまだおりますことから、救急救命士の研修計画を立て、救急救命士としてさらなるレベルアップを目指すものでございます。また、救急救命士の増員につきましては、救急活動を遂行する上で、傷病者への救急救命処置を実施し、救命率の向上につながることを考えられます。組織上の体制を鑑み、計画的な救急救命士の増員を考えているところでございます。

続きまして、非常備消防費についてお答えいたします。1番目の車両購入費につきましては、多機能型消防団車両は、平成27年度の吉川市消防団第13分団車両より導入しております。平成28年度の更新予定車両につきましては、吉川市消防団第8分団、松伏町消防団第6分団の2台の更新を予定しているものでございます。

多機能型の消防団の内容につきましては、平成25年の消防団充実強化法の施行によりまして、消防団の装備の基準が改正されました。装備の基準に照らしまして、救助活動用資機材などを配備することが示されておりますので、これまでの消防団車両の機能に加えまして、AEDを初めとする救急資機材、さらにチェーンソー、エンジンカッターや油圧器具、コンクリート破壊器具などが積載された大規模災害時にも対応し得る救助活動用資機材を積載した消防団車両でございます。

現状につきましては、平成28年度の車両更新によりまして、多機能型消防団車両が吉川市消防団においては2台となり、松伏町消防団においても平成26年度に総務省消防庁より無償貸与された車両とあわせて2台となるものでございます。今後につきましても、多機能型消防団車両の更新配備を進めてまいりたいと考えております。

2番目の消防団運営事業、表彰の基準、選定、内容説明につきましては、消防団員に対する表彰は、国、県、市町村と多岐にわたるものでございまして、消防団長表彰は、吉川松伏消防組合消防団長表彰規程に基づき、功労賞と優良賞が規定されておりました。前者は消防団として5年以上職務に精励した者、後者は任務遂行上、功績が顕著で、他の模範となる者に対して表彰を行っております。また、消防団を退職された方につきましても、副分団長以上を経験された方及び15年以上勤務した方へ、そのご労苦に対しまして記念品を贈呈しているものでございます。表彰状の授与については、毎年特別点検の際に、消防団長が授与しているものでございます。

3番目の消防団員の実情、女性は機能別分団か、広報に活用してはにつきましては、消防団の組織形態は、吉川市消防団は1本部13分団制、松伏町消防団は1本部7分団制となっております。消防団員数につきましては、平成28年4月1日予定の実員数で申し上げますと、吉川市消防団は総数304人で、うち女性消防団員は15人、松伏町消防団は総数104人で、うち女性消防団員は13人となるものでございます。

また、女性消防団員につきましては、団本部付となっております。主な活動は火災予防や応急手当での普及啓発でございますが、機能別分団とはなってはおりません。

広報につきましては、消防団の活動は、消防組合ホームページや構成市町の広報紙への掲載依頼を行っております。今後につきましても、消防団活動を市町民に広くご理解いただき、消防団員の確保に努めるため、広く広報を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し、再質疑はありませんか。

6番、伊藤議員。

○6番 伊藤正勝議員 再質問いたします。

防寒衣仕様の変更、職員の意見も反映してと。少しセンスアップをした消防衣になるのかなと。やっぱりこういう防寒衣も含めて消防の日常的な活動をする上でセンスのいいという、そういうことも大変必要かなということで、職員の意見も反映したということ、大変期待をして見守っております。

ます。

救急医療連携についてちょっと質問をさせていただきますが、現在150人の職員中23人が救急救命士の資格があると説明に出ておりましたが、その後の説明で静脈路の確保だとかブドウ糖関連だとか、救急救命士がプレホスピタルケアとしてやる内容は拡大をされてきつつあると。研修も受けつつあるということですが、この一般的な23人の救急救命士と、こういうまた新たに加わってくるものについては、全部またそれぞれの、気管挿管を含めて専門性を持つ医療行為については、それぞれまた資格が、研修と同時に資格が要のかなと受けとめておりますけれども、この辺の内容と実情をちょっと伺っておきます。

そして、具体的にもしわかれば、そういう難しい医療行為を實際上適用するような事例はおよそ何件ぐらいあるのかということ、もしわかれば結構です。かなりあるとか、余り、ほとんどないとか、そんな表現でも今回は結構でございます。一言伺っておきます。

それから、消防団についても多機能型車両更新整備と。内容についてはわかりましたけれども、若干多機能で高度なものになると、一般の消防団で簡単に扱えるのか。この辺はどんなふうな研修あるいは何人の中で、少なくとも何人をそういう専従者として指名しているとか、何かそういうことがあれば、そこら辺も教えていただければと思います。

消防団員の実情、女性が28人ですか、合わせていらっしゃる、408人の消防団員ということもわかりましたけれども、1つだけ質問いたしますが、実は戸田市消防団は、女性を機能別分団と位置づけていると。何の機能なのかと。広報専用の機能別分団と。広報の消防団員ですよという募集をかければいろんな人が来るのかなと。機能別にするとどんどん入ってくる、そういうこともあるのかなと。そして、戸田市の女性消防団が活動した広報がとてもいいというので全国表彰、先ほど受けたということが新聞紙上でも紹介をされていました。こういうことを思い切って吉川市も、機能別分団を取り入れてみたらどうだと。広報なんか女性のセンスで思い切って変えてみる。そして、広報に限定すれば、どんどん入ってくる人もいるのかなと。あるいは機能別分団といえば、日中だけの消防団という、そういう募集もあるのだそうです。24時間いつでも出動しなければいかぬというようなことだとなかなか対応が難しいかもわからないけれども、機能別分団、女性に限らず、いろんな機能別分団をひとつご検討されて、いい意味で市民とともに、安全、安心な活動が広がればなというご提案というか、ちょっと考えも含めて質問をさせていただきました。要望のところは要望として受けとめていただければと思います。

○堀越利雄議長 ただいまの再質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田警防課長。

○黒田信浩警防課長 ただいまの伊藤議員の再質問に対してお答えいたします。

まず初めに、救急救命士の、先ほど23名というふうにおっしゃいましたが、その中で内訳といたしまして、薬剤投与認定、登録と同じなのですが、こちらに関しましては23名全員となっております。

それから、その中で気管挿管のできる救命士におきましては20名おります。それから、ビデオ喉頭鏡といいまして、特殊な器具を使って気管挿管をする、そういうことができる救命士の数が6人、うちにはおります。先ほど申しました処置拡大、ショックに対する輸液ですとかブドウ糖投与ができる救命士が7名というところで、それぞれ23名の中の内訳はこのようになっている状況でございます。今後28年度以降につきましても、まだ研修されていない方もいますので、そちらの認定、登録等を進めていきたいと考えております。

それと、もう一点ですが、特定行為というところなのですけれども、気管挿管と静脈路確保、薬剤投与というところでどれぐらいあるのかというところなのですが、平成26年の件数で申し上げますと、気管挿管に関しましては3件行っております。薬剤投与に関しましては2件、静脈路確保に関しましては20件行っております。こちら消防年報のほうに記載されている状況でございます。

消防団に関しまして、多機能型の消防車両を導入したことによって、こちらの訓練体制はどのようなのだ、研修はどのようなのかというところなのですが、こちら消防団員研修といたしまして、各消防団員にお集まりいただきまして、実際の救助器具を使いまして訓練はしております。取り扱いに関しては皆さんそれぞれ訓練を通しまして精通していただくよう、これからも進めてまいりたいと思っております。

女性消防団の機能別についてでございますけれども、こちらのほう埼玉県内に採用しているところもございますので、そちらのほうをこれから調査研究とかしてまいりまして、検討を進めていきたいというふうに考えてはおります。

以上でございます。

○堀越利雄議長 次に、4番、遠藤義法議員の質疑を許可いたします。

4番、遠藤義法議員。

○4番 遠藤義法議員 第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算について質問させていただきます。

1点目が20から23ページの常備消防費ということで、煙中ハウス更新事業、またAEDトレーナー、半身ダミー更新拡充といった内容でありますけれども、実際煙中ハウスといったものを活用した防災訓練とか、実際に体験したという点では、その後の対応を十分できるのではないかというふうに思っております。また、AEDトレーナーについては、今後3年間で6台を整備をすると。全体で20台ということでありましたけれども、しかし学校等で訓練する場合にはなかなかその辺についての対応、難しい面もあるということは伺っております。こういった内容について活用しての自主防災組織あるいは学校や保育所、こういった中での取り組み状況をお伺いをいたします。

また、参加者の年代別によって、この訓練あるいはこういった啓発活動についての受けとめ方も大分違うというふうに思っておりますので、こういった工夫などがあればお伺いをいたします。

2点目は、26から29ページということで、工事請負費、この吉川庁舎の空調改修工事ということ

であります。この庁舎も22年経過、建設してから経過するといった中で、今回は空調改修工事ということでありますけれども、あわせて大規模改修あるいは外壁改修、こういったものが必要かというふうに思いますし、また経費削減からも、あわせてやることによって対応したほうがいいのではないかというふうに考えておりますけれども、整備計画をどのように検討なさって、今回の空調改修、これのみとしたのか、この点についてお伺いをいたします。そしてまた、今後の施設改修計画についてもお伺いをいたします。

それから、先ほどから議論になっておりますけれども、水槽付消防ポンプ自動車整備費ということで、松伏のほうに配車されるということで、実は27年、昨年度は吉川の南分署に災害時対応特殊水槽付消防ポンプ車、これが国の補助を受けて、補助金が19.2%、1,140万円、これを受けて実施されたということで報告もされております。今回あわせて、全国的に見ますと、国の方針でいきますと、南海トラフ地震と、こういったものについて緊急消防援助隊というのですか、応援する、こういったものが平成30年度末までに登録目標数おおむね6,000隊ということで実施をしていくと。そういった点で、新たに登録を受けようとする車両を整備する場合には、これを踏まえて特別に配慮して配分をすると、こういうことになっていきます。そういった点で、吉川の一つの消防、吉松消防ということで1台あればということで、それを、応援隊を組んで応援に駆けつけるということになりますけれども、ただ自治体別に1台配車をしておくということも必要なのかなというふうに思っておりますので、そういった点で国庫補助を受ける上での要件、そしてまた今回こういった国の方針もありますし、また災害時に備えるという点では、これをどう検討なさったのか。要件に合わないということもあるのかもしれませんが、この点について、内容についてお聞きをいたします。

以上です。

○堀越利雄議長 4番、遠藤義法議員の質疑に対しまして答弁を求めます。

黒田警防課長。

○黒田信浩警防課長 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

煙中ハウスの更新についてでございますが、吉川消防署に配備している煙中体験ハウスは、長年使用していることから、経年による劣化が見られ、破れや破損が目立つ状況でございます。近年、住民の防災に対する意識の高まり、平成27年度の消防訓練実施回数は190回と毎年増えてきていることから、普及啓発に係る資機材を充実し、より安全に体験していただくために更新するものでございます。

AEDトレーナー、半身ダミー更新拡充についてでございますが、応急手当普及啓発事業の資機材の更新計画といたしまして、AEDトレーナーを3カ年で6台、半身ダミーを2カ年で24体を更新計画として予定しております。平成28年度では、更新計画に伴い、AEDトレーナーを2台、半身ダミーを12体更新予定でございます。

AEDトレーナーや半身ダミー、煙中体験ハウスなどを使用した各訓練状況でございますが、自主防災組織といたしまして、吉川市で23回、松伏町で9回実施しており、消防訓練につきましては190回、うち吉川市で123回、松伏町で67回実施しており、煙中体験ハウスを使用した訓練につきましては、45回の使用回数がございます。救急訓練につきましては88回、うち吉川市で57回、松伏町で31回実施しております。また、小中学校で授業の一環として行いました救命入門コースにつきましては8回、吉川市で5回、松伏町で3回実施しております。

平成27年度における各訓練について、自主防災組織では、防災に対する意識の向上により、訓練実施回数が増加傾向にあり、小中学校につきましては授業の一環として実施されます救急訓練が増えきております。災害に対する心構え、関心の高さなどをうかがうことができ、積極的な消防訓練、救急訓練の依頼がございました。また、訓練を実施するに当たり、啓発活動として、吉川松伏消防組合ホームページや吉川市、松伏町の広報紙へ普通救命講習、救命入門コースなどの受講者を募集、啓発を行っており、平成27年度では10回の定期的講習会が実施されました。なお、救命入門コースにつきましては、小学校高学年以上を対象としておりますので、夏休みの時期に設定し、小中学生にも受講しやすい環境を整え、平成26年度より新規に開設したコースでございます。

今後につきましても、消防組合として指導の質を低下させず、指導の基本となる幹をもとに、訓練の依頼内容など各ニーズに合わせ、引き続き普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、消防車の更新事業であるが、国庫補助金を受ける要件は何かについてでございますが、初めに消防組合の緊急消防援助隊の登録状況と過去に国庫補助金を交付申請いたしました経緯をご説明させていただきます。

現在の登録状況でございますが、災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車、支援Ⅱ型の合計4台を登録しております。国庫補助金につきましては、消防組織法第45条第1項に定めます緊急消防援助隊の設備の整備促進を目的とした緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に基づき、交付されているものでございます。当該要綱におきます災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の要件といたしましては、ポンプ性能、艀装材料、取付装置など規格が定められておりますが、一般的な消防ポンプ自動車と特段な違いはございません。

吉川消防署南分署に配備してございます消防車両につきましては、平成13年度に緊急消防援助隊消火小隊として登録されている車両でございますが、平成27年度に当該車両の更新整備に伴いまして緊急消防援助隊国庫補助金の申請をしたところではございますが、総務省消防庁におきまして新たに緊急消防援助隊に登録し整備する車両を特別に考慮するとの方針がございましたことから、国庫補助金の交付申請は不採択となったものでございます。

また、災害対応特殊救急自動車につきましては、平成23年車両更新整備時に交付申請をし、補助金を交付されております。災害対応特殊消防ポンプ自動車と支援車Ⅱ型につきましては、車両更新整備後に緊急消防援助隊の登録をいたしましたので、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に

該当しないため、交付申請をしてはおりません。

緊急消防援助隊の消防車として整備する考えはなかったのかについてでございますが、緊急消防援助隊出動時の消防組合の消防力を考慮し、現行以上の緊急消防援助隊の登録につきましては、管轄内の災害対応の劣勢が予想されることといたしまして、松伏消防署に配備されます更新車両につきましては、登録を行わなかったことでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 地引次長。

○地引二郎次長兼総務課長 それでは、遠藤議員の質問にお答えをいたします。

2目消防施設費、庁舎維持管理事業、吉川庁舎空調改修工事でございますが、庁舎関係の整備計画につきましては、吉川松伏消防組合消防計画第3章、消防力等の整備計画において、消防庁舎の更新目安を50年とし、20年及び40年経過時に所要の点検補修を行うこととなっております。

遠藤議員にご指摘を賜りましたとおり、大規模改修などとあわせて総合的に空調改修などを実施したほうが工事費など経費削減につながるものでございます。消防組合におきまして、吉川消防署庁舎が点検補修時期に該当されておりますことから、平成26年度予算において建物及び付帯設備などの劣化診断、改修計画及び実施計画委託に係る費用を積算しておりましたが、構成市町財政局との協議調整を図り、点検後におきます改修工事費に多額の費用を要することが予想されまれますこと、また構成市町におきます今後の財政状況を踏まえ、数年見送ることとなりました。空調設備におきまして、経年劣化により機能が低下している状況でございます。修繕などで対応を図っておりましたが、ほぼ機能しない状態となりました。改修前の空調設備は、大型の熱媒体を循環させる装置であるチラーユニットを要する中央方式のものでございましたことから、保守点検費用、先ほど申し上げました修繕費用、そして電力消費量などと各室ごとに個別方式のパッケージ型空調設備を設置した場合における費用を比較検討し、設置費用は要するものでございますが、運用面などの経常経費を圧縮でき、また保守点検におきます複数年契約が平成27年度で終了しますことから、段階的に設置させていただいたものでございます。平成28年度予算において吉川消防署の空調設備の改修は終了となります。

なお、補足説明といたしまして、平成27年度電力自由化におきます部分供給契約を締結し、部分供給を始めましたこともあり、電気料圧縮の効果は出ているものでございます。

今後におきます吉川消防庁舎の大規模改修実施時期につきましては、構成市町におきます今後の財政状況を市町財政局と協議を図り、平成10年竣工の松伏消防署、平成16年竣工の南分署の劣化状況も視野に入れつつ、全体の歳出費用を平準化させるよう実施させていただく考えでございます。

以上でございます。

○堀越利雄議長 ただいまの答弁に対し再質疑ありませんか。

遠藤議員。

- 4番 遠藤義法議員 ありがとうございました。
- 堀越利雄議長 質疑を打ち切り、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 堀越利雄議長 討論の発言がありませんので、討論なしと認めます。

これより第10号議案の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- 堀越利雄議長 挙手全員であります。

よって、第10号議案 平成28年度吉川松伏消防組合一般会計予算は可決されました。



◎閉会の宣告

- 堀越利雄議長 以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成28年第1回吉川松伏消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時57分